

「行田市運賃協議部会設置規程」の制定について

1 制定の理由

道路運送法(昭和26年法律第183号)が改正され、令和5年10月1日から施行されたことに伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の協議について、道路運送法第9条第4項に規定する協議会(運賃協議会)での協議が必要となりました。

そのため、行田市地域公共交通会議設置要綱(平成22年告示第177号)の改正に併せ、「運賃協議部会」の設置に関し必要な事項を定めるため、「行田市運賃協議部会設置規程」を制定するものです。

2 概要

- 第1条 規程の趣旨を規定するもの。
- 第2条 運賃協議部会の設置について規定するもの。
- 第3条 運賃協議部会の所掌事務を規定するもの。
- 第4条 運賃協議部会の構成員について規定するもの。
- 第5条 部会長について規定するもの。
- 第6条 運賃協議部会の会議について規定するもの。
- 第7条 協議が調った事項についての取扱いを規定するもの。
- 第8条 運賃協議部会に関し必要な事項について、部会長が定めることを規定するもの。

3 施行日

本協議事項について、承認を得た日から施行するものとする。

【参考条文】

行田市地域公共交通会議設置要綱(抜粋)

(部会)

第7条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。この場合において、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議をするときは、運賃協議部会を置くものとする。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

注: 上記参考条文の下線部は、「行田市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について」の改正(案)の内容を反映したものである。